

6－(4) 硫黄酸化物の排出基準（K値規制）

（平成24年3月末現在）

硫黄酸化物の排出基準は、次の式により算出した硫黄酸化物の量とする。

$$q = K \times 10^{-3} He^2$$

$$\left\{ \begin{array}{l} q : \text{硫黄酸化物の量 (Nm}^3/\text{h)} \\ K : \text{地域別に定められた値 (右表)} \\ He : \text{補正された排出口の高さ (m)} \end{array} \right.$$

K値	地 域
11.5	別 記 1
14.5	別 記 2
17.5	そ の 他

- (注) 別記1 薩摩川内市のうち、旧川内市の区域
別記2 鹿児島市のうち旧吉田町、旧桜島町、旧喜入町、旧郡山町及び旧松元町の区域を除く区域

6－(5) ばいじんの排出基準（一部のみ抜粋）

（単位：g/Nm³）

令別表 第1の 番 号	施 設 の 種 類	規 模	排 出 基準値	附 則
1	ボイラー(ガスを専焼させるもの)	排出ガス量4万Nm ³ /h以上	0.05	
		排出ガス量4万Nm ³ /h未満	0.10	
	ボイラー（重油その他の液体燃料を専焼並びにガス及び液体燃料を混焼させるもの）	排出ガス量20万Nm ³ /h以上	0.05	既設は当分の間0.07
		排出ガス量4万～20万Nm ³ /h	0.15	既設は当分の間0.18
		排出ガス量1万～4万Nm ³ /h	0.25	
		排出ガス量1万Nm ³ /h未満	0.30	
	ボイラー（紙パルプの製造に伴い発生する黒液を専焼並びに混焼させるもの）	排出ガス量20万Nm ³ /h以上	0.15	既設は当分の間0.20
		排出ガス量4万～20万Nm ³ /h	0.25	既設は当分の間0.35
		排出ガス量4万Nm ³ /h未満	0.30	
	ボイラー（前各項に掲げるものの以外のもので木材、タイヤ、バガス等を燃焼させるもの）	排出ガス量4万Nm ³ /h以上	0.30	
		排出ガス量4万Nm ³ /h未満	0.30	既設は当分の間0.40
2	ガス発生炉		0.05	
5	溶解炉	排出ガス量4万Nm ³ /h以上	0.10	
		排出ガス量4万Nm ³ /h未満	0.20	既設のアルミニウムの地金・合金の製造又は再生用の反射炉は当分の間0.30
9	焼成炉（石炭焼成炉に限り土の中釜）		0.40	
	焼成炉（石炭焼成炉に限り前項以外のもの）		0.30	
	焼成炉（セメント製造用に供するもの）		0.10	
	焼成炉（耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供するもの）	排出ガス量4万Nm ³ /h以上	0.10	
		排出ガス量4万Nm ³ /h未満	0.20	
	焼成炉（前各項以外のもの）	排出ガス量4万Nm ³ /h以上	0.15	
		排出ガス量4万Nm ³ /h未満	0.25	
11	乾燥炉（骨材乾燥炉）		0.50	2万Nm ³ /h未満の既設は当分の間0.60
	乾燥炉（前項以外のもの）	排出ガス量4万Nm ³ /h以上	0.15	既設は当分の間1万～4万Nm ³ /h0.3
		排出ガス量4万Nm ³ /h未満	0.20	1万Nm ³ /h未満0.35
12	電気炉（珪素含有率40%以上の合金鉄製造用）		0.20	
	電気炉（珪素含有率40%未満の合金鉄、カーバイト製造用）		0.15	
	電気炉（前各項以外のもの）		0.10	
13	廃棄物焼却炉	焼却能力が4000kg/h以上	0.04	既設は当分の間0.08
		焼却能力が2000～4000kg/h	0.08	既設は当分の間0.15
		焼却能力が2000kg/h未満	0.15	既設は当分の間0.25
29	ガスタービン		0.05	63.1.31以前に設置された施設及び非常用施設には当分の間適用を猶予する
30	ディーゼル機関		0.10	
31	ガス機関		0.05	非常用施設には当分の間適用を猶予する

- (注) 1 既設とは、昭和57年6月1日において現に設置されている施設をいう。ただし、廃棄物焼却炉については、平成10年7月1日において現に設置されている施設（設置の工事が着手されているものを含む。）をいう。
2 廃棄物焼却炉において、既設については平成12年4月1日から施行する。
3 小型ボイラーのうちガスを専焼させるもの、軽質液体燃料（灯油、軽油又はA重油をいう。）を専焼させるもの並びにガス及び軽質液体燃料を混焼させるものについては、当分の間適用しない。